

のびのび通信



●問合せ先

小郡子育て支援センター(☎兼ファクス73-5041)
 メールアドレス kosodatechien5041@suo.bbiq.jp
 ホームページ http://www1.bbiq.jp/ogori.kosodate/

のびのび教室(時間はいずれも午前10時~11時30分)

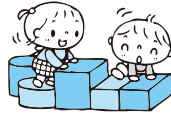
0歳から就園前の親子が対象! 校区を越えての参加も大歓迎です。

期 日	会 場	校 区 (小 学 校)	活 動 内 容 (持 っ て 来 る も の)
4月10日(火)	人権教育啓発センター	小郡(小郡小)	シール帳作り (持ってくる物は特になし) ※年間毎回シールを貼るための 出席ノートを親子で作ります。
4月17日(火)	くろつち会館	立石(立石小)	
4月24日(火)	ひまわり館東野	大原(大原・東野小)	



のびのびオープンルーム

※時間はいずれも午前10時~正午です。
 ※時間内に自由にご参加ください。



期 日	会 場	活 動 内 容
4月 6日(金)	あすてらす多目的ホール	親子で自由に 遊ぶ場・交流の場
4月13日(金)	あすてらす多目的ホール	
4月20日(金)	ひまわり館東野学習室2・3	

※会場・日時をお間違いのないように!

☆のびのび広場☆

テーマ…『今をギュ~っと閉じてめて』~宝物の絵本を作ろう~

■日時:4月5日(木) 午前10時~正午
 ■会場:あすてらす和室 ■講師:松尾由美子さん

☆のびのびキッズルーム☆

2歳半~就園前までの親子対象

■日時:4月27日(金)午前10時~11時30分
 ■会場:あすてらす多目的ホール
 ※体操・製作・親子あそび…
 たくさん内容です!



※今年度は年間9回の講座を計画していますが、より多くの人に参加していただくために、Aの中から2回、Bの中から2回までの参加とさせていただきます。(第9回はA・Bに含みません)

リフレッシュ講座のお知らせ

リフレッシュ講座は、市内の未就園児を持つ保護者にリフレッシュしてもらうための、保育付き講座です。

A:第1回「ソフトバレーボール!」

■日時:4月19日(木)
 午前10時15分~午後0時15分
 ■会場:小郡市体育館 ※保育…和室
 ■講師:バレーボール協会 米田管子さん
 ■対象者:未就園児を持つ保護者20名(保育あり)
 4月4日(水)午前9時より電話受付開始
 (☎73-5041)

◎のびのび教室やオープンルームの会場でも受付けますが、電話優先となりますので、ご了承ください。

リフレッシュ講座の年間予定

- B:第2回 『ロールケーキ作り』
 … 5月21日(月) 講師:古賀巧さん
- A:第3回 『ピラティス』
 … 6月28日(木) 講師:中島由紀子さん
- B:第4回 『彫金アクセサリー』
 … 7月30日(月) 講師:宗野裕貴子さん
- A:第5回 『LET'Sシェイプアップ』
 … 10月29日(月) 講師:小田あゆみさん
- B:第6回 『ガーデニング』
 … 11月29日(木) 講師:杉山マリコさん
- A:第7回 『ヨガ』
 … 12月12日(水) 講師:宮崎陽子さん
- B:第8回 『ケーキ作り』
 … 1月31日(木) 講師:松本浩さん
- 第9回 『入園準備製作』
 … 2月13日(水) 講師:小郡子育て支援センター

※2012年度の詳しい日程は、広報4月1日号に折り込みの『のびのび通信4月号』(オレンジA4版)をご覧ください。

※家庭訪問を実施しています*
 子育て、ひとりで悩んでいませんか。こちらから伺います。まずはお電話ください。(電話・来所・メールでの子育て相談も受付中)

のびのび教室・のびのびオープンルームは…

- ★市内の0歳~就園前の親子対象
- ★参加費無料・予約不要
- 親子で楽しく参加してくださいね!

就学援助申請のお知らせ

市では経済的な理由により就学困難な児童生徒に給食費や学用品費等の一部を支給するという就学援助制度を設けています。就学援助の申請は、年度ごとに必要です。現在援助を受けられている人も、引き続き援助を希望される人は、新たに申請を行ってください。家庭の状況の変化等で、年度途中の申請もできます。ただし、年度途中から認定になった人は認定になった月以降からの月割り支給になります。

●援助の対象となる世帯

- ・世帯全員の収入が少なく、生活が非常に苦しい世帯
- ・市民税が非課税、または減免されている世帯
- ・国民年金の保険料や国民健康保険が減免されている世帯
- ・児童扶養手当の受給者など

●援助内容

学用品費、給食費、修学旅行費、入学準備金、医療費(学校保健安全法で定めた疾病が対象。ただし、病院へ行く前に学校に医療券を請求してください。)

区域外就学(小郡市から他の市町村の小中学校へ通学、または他の市町村から小郡市の小中学校へ通学)されている人は、一部支給になります。

<学校保健安全法で定めた疾病>

- ①トラコーマ②結膜炎③白癬(たむし、しらくも、水虫)④疥癬(伝染の皮膚疾患)⑤濃痂疹(とびひ)⑥中耳炎⑦慢性副鼻腔炎⑧アデノイド⑨う歯⑩寄生虫(虫卵保有を含む)

●申請・問合せ先

子どもが通学している小中学校または教務課
 ☎72-2111 内線512・514、ファクス73-5860